

日本赤十字社山形県支部 赤十字広報資材 貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、日本赤十字社山形県支部（以下「支部」という。）の赤十字活動PRのための広報資材（以下「広報資材」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 広報資材の貸出対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 赤十字地区区分、赤十字奉仕団、青少年赤十字加盟校等、県内の赤十字関係団体等が開催する行事のうち、広報資材を用いた収益の計上を主たる目的としていないもの。
- (2) 企業等が開催する行事のうち、赤十字活動の普及・推進に寄与することを目的とするもの。
- (3) その他、前各号以外で支部が貸出を適当と判断する行事。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合、支部は広報資材の貸出を承認しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき又は反するおそれがある場合。
- (2) 特定の政治的、宗教的活動を赤十字が支援又は賛同するようなイメージを想起させる可能性がある場合。
- (3) 広報資材を用いて収益を上げることが主たる目的とする場合。
- (4) 赤十字の理念やイメージ等を侵害するおそれがある場合。
- (5) その他、前各号以外で、支部が貸出に適さないと判断する場合。

(貸出内容)

第3条 広報資材の貸出内容については、取扱要領に別に定める。

(貸出の承認)

第4条 広報資材の借用を申請する者（以下「借用申請者」という。）は、取扱要領に定める手続きに基づき、借用申請書（別紙様式第1）及び添付資料を支部に提出し、支部より貸出の承認を得なければならない。

2 支部は、借用申請者の申請を受け、貸出を承認する場合は、貸出承認通知書（別紙様式第2）により、借用申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として10日以内とする。

(受取及び返却)

第6条 広報資材の受取及び返却は、原則として支部庁舎にて直接行うものとする。

(経費負担)

第7条 貸出に係る経費は無償とするが、郵送での受取・返却を希望する場合の郵送料等の経費負担については、取扱要領に別に定める。

(遵守事項)

第8条 借用申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支部が承認した内容でのみ使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) 貸出物品の加工・改変等をしないこと。
- (5) その他、前各号以外で、支部が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出の承認の取消)

第9条 貸出の承認後に、借用申請者が第2条に違反した場合、または第7条を遵守しなかった場合、支部は承認を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。これにより、借用申請者に損害が生じても、支部はその責めを負わない。

(原状回復)

第10条 借用申請者は、貸出資材を紛失、損傷又は汚損したときは、借用申請者の責任と負担においてこれを実費弁償又は原状回復しなければならない。

(支部の責任)

第11条 広報資材の使用により、借用申請者が被った被害や、借用申請者が第三者に与えた損害等について、支部は一切その責めを負わない。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、取扱要領に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、平成28年4月1日より施行する。